

秩父市下水道使用料の漏水に伴う減額及び免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、秩父市下水道条例施行規則（平成17年秩父市規則第194号。以下「規則」という。）第22条第1項に規定する使用料等の減免のうち、漏水に伴う使用料の減額及び免除（以下「漏水減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 秩父広域市町村圏組合水道局の水道メーターにより計量して得た水量をいう。
- (2) 認定汚水量 漏水減免後の使用料を算定するための汚水の量をいう。

(漏水減免の適用範囲)

第3条 この告示による漏水減免は、秩父広域市町村圏組合漏水時等における水道料金の減免措置に関する規程（平成28年秩父広域市町村圏組合水道事業管理規程第17号）第2条各号に規定する漏水のほか、給水装置及びこれに直結した機器等の損傷により水道水の全部又は一部が下水道に流入しなかったことが明らかであると認められる漏水に適用する。

(漏水減免の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示による漏水減免を適用しない。

- (1) 使用者等又は第三者の故意又は過失により漏水したとき。
- (2) 漏水していることが判明しているにもかかわらず、正当な理由なく修理その他の必要な措置を怠ったとき。
- (3) 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例（平成28年秩父広域市町村圏組合条例第12号）第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）以外の者が漏水修理を行ったとき。ただし、緊急かつやむを得ない理由により指定業者以外の者が漏水修理を行ったときは、この限りでない。
- (4) その他漏水減免を行うことが不相当と認められるとき。

(漏水減免の適用期間)

第5条 漏水減免の適用期間は、漏水による使用水量が最大と認められる調定月分に限る。

(漏水減免する額)

第6条 漏水減免する使用料の額は、漏水減免の適用期間の使用水量に基づき算定した使用料の額と認定汚水量に基づき算定した使用料の額との差額とする。

(認定汚水量の算定方法)

第7条 認定汚水量は、第5条に規定する調定月の前3調定月分の使用水量を平均して得た量とする。この場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により難いときは、市長が定める汚水量とする。

(漏水減免の申請)

第8条 漏水減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、漏水修理の工事完了後速やかに、次に掲げる書類を添付し規則第22条第2項の規定にする下水道使用料等減免申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 現地案内図
- (2) 漏水及び修理の状況が分かる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(漏水減免の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、規則第22条第3項の規定にする下水道使用料等減免決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。